

年 月 日					
葛飾区保健所長 あて					
住所					
開設者					
氏名					
電話番号 ()					
ファクシ番号 ()					
診 療 所 開 設 届					
診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。					
記					
1 名	称				
2 開設の場所		葛飾区			
		電話 ()	FAX ()		
3 診療科名					
4 開 設 者	現に病院又は診療所 を開設、管理又は勤 務している場合	名 称			
		所在地	電話 ()	FAX ()	
	本施設と同時に病院 又は診療所を開設し ようとする場合	名 称			
		所在地	電話 ()	FAX ()	
5 開設年月日		年 月 日			
6 管 理 者	現 住 所	電話 () FAX ()			
	氏 名				
	臨床研修等修了 登録年月日	年 月 日		確認欄	
	免許登録番号及び 登録年月日	第 号	年 月 日		確認欄
7 診療日時					
8 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科名及び医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科名	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確 認 欄
			臨床研修等 修了登録年月日	免許証番号及び 登録年月日	
			.	NO.	
			.	NO.	
			.	NO.	

9 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時															
氏名		勤務日時				免許証登録番号			登録年月日			確認欄			
						NO.			.						
						NO.			.						
10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）															
職種		氏名				免許証登録番号			登録年月日			確認欄			
						NO.			.						
						NO.			.						
						NO.			.						
11 従業者定員															
医	薬	看	准	助	技	技	看	事				歯	歯	歯	計
師	剤	護	看護	産	診療	エ	護	務				科	科	科	
	師	師	師	師	放射	ッ	補	員				医	衛	技	
					線	ク	助					師	生	工	
					線	ス	者						士	士	
						線									
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
12 交通機関															
交通機関		線 駅下車 口徒歩 分													
		駅 口からバス（ 行） 下車徒歩 分													
13 敷地の面積 m^2															
敷地の条件		用途地域				防火地域									
14 建物の構造概要															
建面積：		m^2				延面積：		m^2							
構造：		造 階建て				全部・一部（		階～ 階		号室		m^2 ）			
15 廊下の幅 有 ・ 無															
建物別名称			片側廊下		中廊下		建物別名称			片側廊下		中廊下			
			m		m					m		m			
			m		m					m		m			
16 2階以上に病室を有する建物の階段数及びその構造 有 ・ 無															
患者の使用する屋内直通階段						病室のある最上階		避難階段数		備考					
用途		幅	踊り場の幅	け上げ	踏面	手すりの有無									
		m	m	cm	cm				階		から地上まで 箇所				
エレベーターの有無			有（ 個所） ・ 無												

第7号様式（第5条関係）
（第2片）

（表）

17 病室の構造概要										
有（ 室 床） ・ 無										
棟 別	階 別	病 室 番 号	病 床 種 別	一室の 病床数	一室の 床面積	一人当た り床面積	一 室 の 採光面積	一 室 の 直接外気 開放面積	天井の 高 さ	換気の 方 法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
18 診 察 室										
有 ・ 無										
診 察 室 名		室 面 積	処置室兼用の 場合は、その部 分の面積		診 察 室 名		室 面 積	処置室兼用の場 合は、その部分 の面積		
科		m ²	m ²		科		m ²	m ²		
科		m ²	m ²		科		m ²	m ²		
19 処置室（診察室兼用の場合を除く。）										
有 ・ 無										
処 置 室 名			室 面 積	処 置 室 名			室 面 積			
			m ²				m ²			
20 歯科治療室										
有 ・ 無										
室 面 積	治療いす	防 火 設 備			そ の 他 必 要 な 設 備					
m ²	台									
21 歯科技工室										
有 ・ 無										
室 面 積	防 じ ん 設 備		防 火 設 備			そ の 他 必 要 な 設 備				
m ²										
22 検 査 室										
有 ・ 無										
名 称	室 面 積	防 火 設 備			検 査 器 具 、 器 械 等					
	m ²									
23 調 剤 所										
有 ・ 無										
室 面 積	かぎのかかる貯蔵設備		冷暗所の有無		備付けてるびん		備 考			
m ²					10 mg 台 感量 500 mg 台 mg 台					
24 手術室及び準備室										
有 ・ 無										
区 分	面 積	構 造 設 備								
		手術台	床	壁	天 井	照 明	暖 房	滅菌手洗い設備		
手 術 室	m ²	台								
準 備 室	m ²									
その他の施設										
25 分べん室及び新生児入浴施設										
有 ・ 無										
分 べ ん 室	室 面 積	構 造 設 備		新 生 児 入 浴 施 設	室 面 積	構 造 概 要				
	m ²				m ²					

副本が必要な場合は、提出書類は2部ずつご用意ください。

26 エックス線装置及びエックス線診療室 有 ・ 無					
開設時設置 予定のエッ クス線装置	固定、携帯の別	用	途	製 作 者 名 及 び 型 式	
	固定 ・ 携帯				
	固定 ・ 携帯				
	固定 ・ 携帯				
エックス線 診 療 室	室 面 積	室 内 の 構 造 概 要		操 作 室 の 面 積	暗 室 面 積 設 備
	m ²			m ²	m ²
	m ²			m ²	m ²
27 その他の施設 有 ・ 無					
待 合 室	階	m ²		階	m ²
事 務 室	階	m ²		階	m ²
消 毒 施 設	階	m ²		階	m ²
看 護 師 勤 務 室	階	m ²		階	m ²
新 生 児 室	階	m ²		階	m ²
洗 濯 室	階	m ²		階	m ²
給 食 設 備	階	m ²		階	m ²
宿 直 室	階	m ²		階	m ²
28 建 築 確 認 年 月 日 第 号					
29 添 付 書 類					
<p>詳細は「診療所・歯科診療所（個人開設）新規開設申請の注意事項」を確認してください。</p> <p>(1) 開設者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証(注3・4)及び免許証並びに職歴書（写真貼付）</p> <p>(2) 管理者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証(注3・4)及び免許証並びに職歴書（写真貼付）（注1・2） （管理者が開設者でない場合に限る。）</p> <p>(3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証(注3・4)及び免許証</p> <p>(4) 業務に従事する助産師、その他の医療従事者の免許証</p> <p>(5) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写し(注1)も添付すること。）</p> <p>(6) 敷地の平面図</p> <p>(7) 敷地周囲の見取図</p> <p>(8) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの）</p> <p>(9) エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。）</p> <p>(10) 案内図</p> <p>(注1) 管理者の臨床研修等修了登録証、管理者の医師又は歯科医師の免許証及び賃貸借契約書は、原本との照合のため本証及びコピーを持参すること。</p> <p>(注2) 管理者が当該診療所の休診日に他の医療機関で診療に従事している場合は、当該診療所の管理者就任に関し、その医療機関からの承諾書を添付すること。</p> <p>(注3) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医師法第二条の規定による改正後の医療法及び第四条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。</p> <p>(注4) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、歯科医師法第三条の規定による改正後の医療法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。</p>					